

○家賃債務保証の情報提供等に関する検討会 規約

(名称)

第1条 本検討会は「家賃債務保証の情報提供等に関する検討会」(以下、「検討会」という。)と称する。

(目的)

第2条 検討会は、家賃債務保証に関する適切な情報提供を行うための具体的な方策、要件等について検討を行い、賃借人等が安心して家賃債務保証を受けることができる環境を整備することを目的とする。

(委員の任命等)

第3条 検討会の委員は、住宅行政又は消費者行政に精通する有識者のうちから、住宅局長が任命する。

(座長の任命)

第4条 検討会には座長を置く。

2 検討会の議事の進行は、座長が行う。

(検討会の議事)

第5条 検討会の議事は、非公開とする。

2 検討会の資料及び議事内容については、座長に確認の上、原則として、国土交通省ホームページにおいて公開する。

(事務局)

第6条 検討会の事務局は国土交通省住宅局安心居住推進課に置く。